

盛岡市監査委員告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 25 年 10 月 28 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 25 年 6 月 5 日付け 25 盛監第 21 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 玉山総合事務所に係る指摘事項                |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                       |

25 盛玉産第 127 号

平成 25 年 8 月 30 日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男  
盛岡市監査委員 藤尾 善一  
盛岡市監査委員 佐藤 敬三  
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 6 月 5 日付け 25 盛監第 21 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所 産業振興課）

- (1) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが 5 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数及び合計時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが 3 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行なうことを求める。
- (3) 家畜防疫事務に当たり、県へ送付する納付書に貼付する岩手県収入証紙について、所有者等の購入すべき証紙に係る購入代金を担当者個人の預り金として処理している事例がみられたので、適正な事務の執行を求める。
- (4) 農業振興地域農用地証明の発行に当たり、農用地区域内の農用地であることの証明願に貼付された収入証紙を消印していないものが 4 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (5) 岩洞湖家族旅行村テントサイト使用料の収納に当たり、管理人を会計職員として任命せずに当該収納金の取扱いをさせている事例及び当該収納金の指定金融機関等への払い込みが遅滞している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 時間外勤務命令の返納手続について

ア 措置の内容

所属長の決裁を得ていない時間外勤務に係る時間外勤務手当については、平成 25

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

年 8 月 30 日までに返納を完了した。

イ 原因及び再発防止策の内容

所属長決裁時には各職員が時間外勤務命令簿に勤務内容を記載し、まとめて決裁を受けているが、各職員が決裁を受けたことを実際に確認していなかったことが原因である。

時間外勤務が必要な場合は、時間外勤務命令簿を所属長に提出し、所属長が決裁した直後に、各職員が時間外勤務命令簿を確認することとした。

(2) 時間外勤務命令の追給手続について

ア 措置の内容

勤務時間数及び合計時間数の算定誤りにより支給額に誤りのあった時間外勤務手当については、勤務時間数に基づき再算定を行い、平成 25 年 8 月 30 日までに追給を完了した。

イ 原因及び再発防止策の内容

毎月の時間外勤務時間の集計を行う際に、各職員が時間集計を行った後で庶務及び所属主任主査等による確認を行うこととしていたが、短期間で複数人分の記載内容確認を行うためチェックが大雑把になってしまったことが原因である。

毎月の時間外勤務時間の集計を行う際に、各職員が時間外勤務命令簿を交換して集計誤り等がないように相互チェックを行い、適正な事務処理を行うこととした。

(3) 家畜防疫事務に係る岩手県収入証紙の納付について

ア 措置の内容

所有者等が購入すべき岩手県収入証紙について、所有者等が購入し、担当者が収入証紙を所有者等から收受することで適正な事務処理の遵守を徹底した。

イ 原因及び再発防止策の内容

岩手県収入証紙については、玉山総合事務所、玉山区内の出張所で販売しているものの、所有者等が事前に購入する準備が出来ない事例があったため、これまでは本来現金を扱うべきではない担当者が現金を收受し、県収入証紙を購入して納付していた。

再発防止策として、事前に県に納付すべき金額を所有者等に通知し、事前に県収入証紙を購入していただく方法に改めた。

(4) 農業振興地域農用地証明発行事務について

ア 措置の内容

農業振興地域農用地証明の発行にあたり、証明願に貼付された収入証紙が消印していなかったものについては、盛岡市収入証紙条例施行規則第 5 条に基づき平成 25 年 6 月 5 日に消印処理を行った。また、事務の執行について、担当者を指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

農用地区域内の農用地であることの証明願に貼付された収入証紙について、本来

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

証明書発行に係る伺い文書を作成した時点で収入証紙の消印を行うべきところを決裁後に消印しようとしてそのまま忘却してしまったこと、及び決裁の過程でチェックが不十分であったことが原因である。

再発防止策として、本証明書発行に係る伺い文書を作成した時点で収入証紙の消印を行うよう本証明書発行に係る事務マニュアルを定め、本マニュアルの課員への周知徹底を図ったほか、証明書発行時に文書主任が再度チェックする体制とした。

(5) 岩洞湖家族旅行村テントサイト使用料の収納について

ア 措置の内容

岩洞湖家族旅行村の管理人である臨時補助員 3 名について、職員課と協議の上、平成 25 年 7 月 30 日に会計職員として任命するとともに、当該収納金の指定金融機関等への払い込みに従事する職員を複数とし、払い込みが遅滞しないよう、また事務の確認を複数で行い、適正な事務処理の遵守を徹底した。

イ 原因及び再発防止策の内容

岩洞湖家族旅行村は管理人である臨時補助員のみで管理しており、会計職員が常駐していないことから、臨時職員が当該収納金の取扱いを行っていたものである。また、旅行村から玉山総合事務所及び最寄りの指定金融機関等までは相当の距離があるため、数日分の収納金をまとめて処理したことから、指定金融機関等への払い込みが遅滞したものである。

収納金の取扱いについては、前記のとおり臨時補助員 3 名を会計職員として任命しており、当該使用料の収納があった都度、臨時補助員から産業振興課に報告するとともに、産業振興課または臨時補助員が早期に収納金を指定金融機関等へ払い込み、払い込みが遅滞しないよう再発防止に努めている。

25 盛玉税第 13-1 号

平成 25 年 6 月 25 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男  
盛岡市監査委員 藤尾 善一  
盛岡市監査委員 佐藤 敬三  
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 6 月 5 日付け 25 盛監第 21 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（玉山総合事務所 税務住民課）

自動車臨時運行許可に当たり、決裁を得ていないものが 4 件及び手数料として納付された収入証紙に消印されていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

決裁権者及び担当者全員で臨時運行許可事務の内容確認を行い、決裁前後の点検方法を見直した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

決裁権者及び担当者の確認不足が原因である。今後は、決裁前に担当者ほか 1 名により消印及び記載内容を確認する。担当者は決裁後必ず臨時運行許可管理簿との突合を行い、再発防止に努める。